

十九八	七	六	五	四	三	二	一	の成省○
償發發	振額最	發	發	用振の法	發号名	稱及	び記	平發行
還行行	替額最	行	行	替條律	行	び		國債の發行等に
期価	單面額	方	方	項及法	之	及		關する
限格日	位金額	法	法	の根適	そ	び		第百三十號

當た平額平す額の振  
ただ成面成るの記替  
るしニ金ニ。整載法  
と、十額十  
き償七百六  
は還年円年  
、期十に十  
そが一つ一  
の銀月き月  
翌行二百二  
當休十円十  
業業日三日  
日日厘  
にに

千千額引日振の以律社  
万万面受本替適下へ平  
円円金け銀機用「振  
額行を受けるも  
で三千九百四  
による借換え  
額はよに、る  
額はよに、る  
による最振  
も額口の面  
も額口の面  
と金簿

千額引日振の以律社  
万万面受本替適下へ平  
円円金け銀機用「振  
額行を受けるも  
で三千九百四  
による借換え  
額はよに、る  
額はよに、る  
による最振  
も額口の面  
も額口の面  
と金簿

特  
別  
年  
一  
項  
會  
計  
株  
式  
等  
の  
振  
替  
法  
」  
と  
い  
う  
。」  
の  
規  
定

社  
債  
第  
年  
法  
律  
第  
二  
十  
三  
号  
」  
第  
四  
十  
六  
十  
號

國庫短期証券（第四百九十四回）

財務大臣 麻生太郎

の成省○  
平發行  
國債の發行等に  
關する告示  
第百三十號  
第七條第三項  
に發行した割  
定に基づき、平  
成二十六年十一  
月二十日より告  
示する。引短  
期國債平成二  
十六年十一月  
二十日とおり告  
示する。昭和五  
十七年大藏省  
令（昭和五十七  
年第百三十號）

十  
三

払場元償  
込所金還  
期支金  
日払額

平  
成  
二  
十  
六  
年  
十  
一  
月  
二  
十  
日

日額償  
本面還  
銀金金  
行額を  
百支  
円払  
にう  
つ。  
き  
百  
円